

有田市乳幼児等医療費の支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、有田市乳幼児等医療費の支給条例（昭和48年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の登録)

第2条 条例第5条の規定による受給資格の登録は、乳幼児等医療費受給資格（登録・更新）申請書（様式第1号）（以下「登録・更新申請書」という。）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 乳幼児等の生計を維持する程度の高い者の前年分（1月から7月までの申請の場合は、前々年分）の所得状況又は課税状況を証する書類等（以下「所得証明書」という。）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(乳幼児等医療費受給資格証の交付)

第3条 市長は、前条第1項による登録申請のあった場合は、内容審査のうえ、条例第3条に規定する支給対象者であると認めるときは、当該登録希望者を受給資格者として登録するとともに、その者に対して乳幼児等医療費受給資格証（様式第2号）を交付する。

2 乳幼児等医療費受給資格証を破損し、又は亡失したときは、乳幼児等医療費受給資格証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(乳幼児等医療費受給資格証の提示)

第4条 前条に定める受給資格者が対象乳幼児等について条例第2条に掲げる医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けようとするときは、当該医療機関等に乳幼児等医療費受給資格証を提示しなければならない。

(乳幼児等医療費受給資格証の更新等)

第5条 受給資格者は、受給資格証更新のため、毎年登録・更新申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 所得証明書

(2) 乳幼児等医療費受給資格証

2 市長は、前項に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の登録・更新申請書を受理したときは、内容を審査のうえ更新することが適当であると認めるときは、更新受給資格者として認定し、その者に対して乳幼児等医療費受給資格証を交付するものとする。

4 前項で規定する乳幼児等医療費受給資格証の期間は、8月1日から翌年7月31日とする。

(支給の方法)

第6条 条例第6条の規定による支給は、乳幼児等医療費助成金支給申請書（様式第4号）

により行うものとし、医療機関等については、乳幼児等医療請求書（様式第5号）に乳幼児等医療費請求明細書（様式第6号）を添え市長に提出するものとする。

2 和歌山県内の医療機関等への給付費の支払に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会・和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に通知するものとする。

（届出）

第8条 条例第7条による届出は、乳幼児等医療に関する資格内容変更届（様式第7号）により行うものとする。

（添付書類の省略）

第9条 この規則の規定による添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

（乳幼児等医療費受給資格証の返還）

第10条 受給資格者が資格を喪失したときは、速やかに、その資格証を市長に返還しなければならない。

付 則

この規則は、昭和48年6月1日から施行する。

付 則（昭和49年2月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年3月25日規則第4号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（平成5年9月30日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年7月5日規則第21号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 改正後の乳幼児医療費の支給条例施行規則第5条第3項の規定にかかわらず、平成18年度については、期間は、平成18年10月1日から平成19年7月31日までとする。

付 則（平成22年3月24日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年2月4日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月23日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、必要な改正を行い、なお当分の間

使用することができる。

付 則（平成27年12月28日規則第27号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。
様式（略）